

諮問事件第53号

「平成〇〇年〇〇月以降医療安全相談センターに相談した記録」の個人情報部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

群馬県知事の決定については、別紙の「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成31年4月26日付けで、「平成〇〇年〇〇月以降医療安全相談センターに相談した記録」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和元年5月8日に、本件請求に係る個人情報を、医療相談票（平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）〇〇時〇〇分対応分）（以下「本件相談票1」という。）、医療相談票（平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）〇〇時〇〇分対応分）、医療相談票（平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）〇〇時〇〇分対応分）（以下「本件相談票2」という。）及び医療相談票（平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）〇〇時〇〇分対応分）（以下「本件相談票3」という。）の医療相談票4件に記録された個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した上で、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、当該個人情報の一部を開示しない理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（非開示の理由）

群馬県個人情報保護条例 第13条第3号該当

開示請求者以外の個人の氏名が記載されており、特定の個人が識別されるため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元年5月28日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和元年6月26日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和元年7月29日付けで反論書を作成し、実施機

関に提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、令和元年8月5日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第33条の3の規定に基づき、審議会に対して、令和元年8月20日付けで意見書を作成し、提出した。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示部分を全て開示してほしい。

2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

文書の内容は、既に県庁医務課の当時〇〇様により平成〇〇年〇〇月〇〇日電話にて公にされている情報であり、非開示とする理由はなく、群馬県庁医務課は、条例の適用を誤っており、不当だと考える。

(2) 反論書

ア 一部非開示されている情報は、既に（平成〇〇年〇〇月〇〇日）直接医療相談センターの職員から伝えてもらっている情報であり、13条3号（イ）の知ることが予定されている事項に該当し、また、交渉記録が残っているにもかかわらず、その記録さえも開示せず、個人情報の誤った解釈がなされている。

イ また、13条3号（ロ）の人の生命、健康、生活又は財産の保護にも該当する極めて重要な事項でもあるにもかかわらず、一方的な個人情報をふりかざす対応に全く理解できない。

(3) 意見書

ア 事前に電話で実名を知らせているのに、文書で求めたら県の条文に抵触するため開示はできないなどと、全く意味が理解できない。

イ また、当時の担当者であった〇〇さんは、相談者の生命、生活又は財産を保護するという判断で相談者に実名を公表したにもかかわらず、その後担当者が異動で変わったことにより、対応が全く違うのも理解ができない。

ウ 相談者である私は、既に精神的にも大変傷ついており、一刻も早く非開示の部分を全て開示してほしい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 医務課に設置された医療安全相談センター（以下「センター」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定に基づき設置される機関である。センターでは、患者やその家族からの医療に関する相談や医療機関に対する苦情などを受ける相談業務を主な業務としており、センターに寄せられた相談内容は、案件ごとに、相談票に記録している。

イ 本件請求の対象となる個人情報は、請求人がセンターに相談した際の相談票であると判断し、請求人の氏名とセンターの相談票に記録のある相談者氏名を照合し、本件個人情報を特定した。

(2) 本件請求に係る個人情報を開示しない理由について

ア 非開示情報の該当性について

(ア) 本件個人情報は、センターにおいて作成した請求人からの相談内容を記録した相談票であるが、当該相談票には、請求人に関する情報のほか、相談を受けて、センターの職員が相談内容に関連する特定医療機関の担当職員（以下「医療機関職員」という。）に連絡した際の状況（医療機関職員の氏名を含む。）も記録されている。

(イ) ついては、本件個人情報は、請求人以外の個人である医療機関職員の氏名を含むため、条例第13条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」ときに該当する。

イ 条例第13条第3号イの該当性について

(ア) センターでは、患者やその家族からの医療に関する相談や医療機関に対する苦情に対応するに当たり、相談内容によっては、医療機関と連絡を取り合う場合もある。この際、通常、センターから相談者に対して医療機関の担当職員に関する情報は知らせておらず、医療法上も知らせる義務はない。

(イ) したがって、非開示とした医療機関職員に関する情報は、法令上又は慣行として請求人が知り得る情報ではなく、条例第13条第3号イには該当しない。

ウ 条例第13条第3号ロの該当性について

非開示とした医療機関職員に関する情報については、開示することにより保護される利益が、非開示とすることにより保護される利益を優越する情報であるとは言い難く、条例第13条第3号ロには該当しない。

エ 条例第13条第3号ハの該当性について

非開示とした医療機関職員に関する情報については、医療機関職員が公務員ではないため、条例第13条第3号ハには該当しない。

2 口頭説明

- (1) 既に電話で伝えられている情報が非開示とされていることについて請求人から指摘されているが、本件個人情報、相談終了後に概要をまとめたもので、必ずしも誰が誰に何を言ったといった状況を確定できる記録ではない。
- (2) 請求人は特定医療機関と常にやり取りをしており、窓口の複数名の氏名を頻繁に発言していた。請求人が医療機関職員の氏名を知った経緯を整理するのは困難であり、条例第13条第3号ただし書に該当することが明らかでない情報については、非開示とする決定をした。
- (3) 本件相談票1のうち、「回答・対応」欄における8行目ないし11行目については、センターの職員が特定医療機関に対して架電した際の記録である。
- (4) 本件相談票2のうち、「回答・対応」欄における1行目ないし11行目については、請求人とセンターの職員との電話による会話の内容が記録されているが、実際の発言内容と同一であるかは確実ではない。同欄における13行目ないし24行目については、基本的に請求人の発言を聴取し、その概略が記録されているものと思料するが、実際の発言内容と同一であるかは確実ではない。また、括弧内の情報については、請求人の発言内容と推察される。同欄における26行目及び27行目については、医務課の職員が特定医療機関に対して架電した際の記録である。
- (5) 本件相談票3のうち、「相談内容」欄における8行目ないし13行目については、基本的に請求人の発言を聴取し、その概略が記載されているものと思料するが、実際の発言内容と同一であるかは確実ではない。また、括弧内の情報については、請求人の発言内容と推察される。本件相談票3のうち、「回答・対応」欄における3行目ないし8行目については、医務課の職員が請求人に対して架電した際の記録であるが、実際の発言内容と同一であるかは判断できない。
- (6) 本件請求の前提事実となる、請求人が平成〇〇年〇〇月以降センターに相談した事案（以下「本件相談事案」という。）については、医療の対応に係るものであり、通常は対象となる医療機関の職員について、実施機関が自ら調査等をするのではない。

第5 審議会の判断

1 本件請求に係る個人情報について

- (1) 本件請求に係る個人情報は、「平成〇〇年〇〇月以降医療安全相談センターに相談した記録」に記録された個人情報である。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報を本件個人情報と特定した上で、その

一部について、条例第13条第3号に該当するとして非開示とする本件処分を行っている。一方、交渉記録が残っているにもかかわらず、実施機関はその記録さえも開示しない旨の請求人の主張によれば、必ずしもその趣旨が明確ではないものの、本件個人情報のほかに請求人又は特定医療機関とセンターとの交渉記録があり、これを本件請求に係る個人情報として開示すべきとの趣旨に解されるところ、請求人は、当該記録を特定し、これを開示することを求めているとともに、非開示部分の全てを開示することを求めていることから、当審議会において本件個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る個人情報の特定の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件請求に対して、本件個人情報を特定しているが、この点につき、当審議会が実施機関に対して口頭説明を求めたところ、上記第4の2のほか、本件相談事案については、本件個人情報のほかに作成又は取得した公文書はない旨の説明があった。さらに、念のため、本件相談事案以前の請求人に係る個人情報を保有しているか確認したところ、請求人との接触がなかったことから、当該個人情報を保有していない旨の説明があった。
- (2) また、実施機関は、本件相談事案が医療対応に係る事案であり、本来、請求人が特定医療機関とやり取りすべきものである旨の説明をするとともに、当審議会において本件個人情報を見分しても、本件個人情報のほかに公文書が存在することを窺わせるような記載はなく、そもそも本件個人情報には、請求人又は特定医療機関とセンターとの架電内容が記載されていることが確認できる。
- (3) そうすると、本件相談事案について、センターが請求人の相談に対応した状況は、本件個人情報に記録されており、また、センターが特定医療機関と交渉等した記録が、本件個人情報とは別に存在するとは通常想定し難いことから、実施機関において、本件個人情報のほかに本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、これを覆すに足る事情も認められない。
- (4) したがって、実施機関が本件請求に係る個人情報を本件個人情報と特定した判断は、妥当である。

3 非開示情報該当性について

(1) 条例第13条第3号について

ア 条例第13条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する個人情報（法人等の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるとき（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるときを含む。）又は開

示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとき」には、開示請求に係る個人情報に非開示とする旨規定している。

イ また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該個人情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するときであっても、当該情報を開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件個人情報の非開示部分

本件個人情報の全ての非開示部分には、医療機関職員の氏名が記載されており、当該氏名は、条例第13条第3号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する個人情報であって、特定の個人を識別することができるときに該当する。

(3) 本件相談票1の非開示部分

ア 本件相談票1のうち、「回答・対応」欄における9行目6文字目ないし9文字目は、請求人から要望を受けたセンターが特定医療機関に対し、本件相談事案について架電した際の記録の一部であると認められる。

イ この点につき、本件相談票2のうち、「回答・対応」欄における4行目及び5行目において、当該部分に係る医療機関職員の氏名を含め、上記アの対応内容をセンターの職員から請求人に伝達した際の発言内容の概要が記載されていると認められるものの、実施機関においては、通常、センターから相談者に対して医療機関の担当職員に関する情報を知らせておらず、また、医療法上も知らせる義務はないことから、仮に上記伝達が事実であったとしても、当該部分に係る医療機関職員の氏名は、請求人が法令等の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえない。

ウ したがって、当該部分は、条例第13条第3号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 本件相談票2の非開示部分

ア 本件相談票2のうち、「回答・対応」欄における13行目ないし24行目には、医療法第6条の13第1項に掲げる事務を実施するセンターであれば通常知り得ないような、請求人に係る個別具体的な情報が記載されてお

り、また、その前後の記載内容も併せて勘案すれば、当該記載は、請求人がセンターに対して電話で述べた事項と同一の内容であると強く推認される。

イ そうすると、本件相談票2の非開示部分のうち、「回答・対応」欄における18行目10文字目ないし16文字目及び25文字目ないし27文字目、19行目3文字目ないし5文字目及び12文字目ないし14文字目、21行目23文字目ないし29文字目並びに23行目20文字目ないし22文字目は、請求人自身の発言内容の一部であると推認されることから、請求人にとって当然に既知の情報であると認められる。

ウ したがって、当該部分は、請求人が法令等の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められることから、条例第13条第3号ただし書イに該当し、開示すべきである。

エ 一方、本件相談票2の非開示部分のうち、「回答・対応」欄における4行目32文字目ないし35文字目は、上記(3)アの対応内容をセンターの職員から請求人に伝達した際の記録の一部であると認められ、また、同欄における26行目37文字目ないし最終文字は、実施機関の職員が特定医療機関に対して架電した際の記録の一部であると認められることから、上記(3)と同様の理由により、当該各部分は、条例第13条第3号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(5) 本件相談票3の非開示部分

ア 本件相談票3の非開示部分のうち、「相談内容」欄における9行目2文字目ないし8文字目、10行目最終文字並びに11行目1文字目ないし4文字目及び11文字目ないし15文字目は、上記(4)アないしウで述べたところと同様の理由により、条例第13条第3号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 一方、本件相談票3の非開示部分のうち、「回答・対応」欄における3行目23文字目ないし25文字目及び7行目33文字目ないし35文字目は、実施機関の職員が特定医療機関に対して架電した際の記録の一部であると認められることから、上記(3)と同様の理由により、当該部分は、条例第13条第3号に該当し、非開示とすることが妥当である。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各処分 of 妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、本件個人情報を特定し、その一部を条例第13条第3号に該当するとして非開示とした決定については、実施機関において、本件個人情報のほかに本件請求に係る個人情報として特定すべ

き個人情報保有しているとは認められないので、本件個人情報を特定したことは妥当であり、また、別紙において開示すべきとした部分は、同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められるので、非開示とすることが妥当であると判断した。

6 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 8月 5日	諮問
令和 元年 9月17日 (第86回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 元年 11月 7日 (第87回 審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 2年 1月22日	答申

別紙

対象文書名	開示すべき部分
本件相談票 2	<p>「回答・対応」欄</p> <p>1 8 行目 1 0 文字目ないし 1 6 文字目 2 5 文字目ないし 2 7 文字目</p> <p>1 9 行目 3 文字目ないし 5 文字目 1 2 文字目ないし 1 4 文字目</p> <p>2 1 行目 2 3 文字目ないし 2 9 文字目</p> <p>2 3 行目 2 0 文字目ないし 2 2 文字目</p>
本件相談票 3	<p>「相談内容」欄</p> <p>9 行目 2 文字目ないし 8 文字目</p> <p>1 0 行目 最終文字</p> <p>1 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目 1 1 文字目ないし 1 5 文字目</p>